

## 令和8年度熊本県トラック物流持続的発展支援事業補助金交付要綱

公益社団法人熊本県トラック協会会長

### (通則)

第1条 令和8年度熊本県トラック物流持続的発展支援事業補助金（以下、「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年7月23日規則第34号。以下「規則」という。）、熊本県商工労働補助金等交付要項、別紙交付基準（以下、「交付基準」という。）その他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 原油価格及び物価高騰の影響により、物流の基幹的役割を担う貨物自動車運送事業者が厳しい経営状況に置かれていることを踏まえ、貨物自動車運送事業者に補助金を交付することにより、安定した貨物運送の維持を図ることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、交付基準に規定する者で、次に掲げるいずれにも該当しないこと。

- (1) 国、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人
  - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
  - (3) 政治団体
  - (4) 宗教上の組織又は団体
  - (5) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者
  - (6) 1号から5号に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと公益社団法人熊本県トラック協会会長（以下、「会長」という。）が認める者
- 2 会長は、前項第5号に規定する暴力団、暴力団員等又は暴力団密接関係者に関する事項について、熊本県警察本部長宛て照会することができる。

### (補助金の交付対象車両)

第4条 補助金の交付対象となる車両は、交付基準2に規定する車両とする。

### (補助金の交付額の算定)

第5条 補助金の交付額は令和8年6月2日時点現在で支援対象事業者が貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業に使用する事業用車両の数に応じて算定するものとし、その対象車両及び単価は別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式による補助金交付申請書兼請求書（以下、「申請書」という。）に次の各号に定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、会長に提出しなければならない。

(1) 法人事業者

- ① 支援対象車両内訳書（別記第2号様式）
- ② 支援対象車両の自動車検査証記録事項の写し
- ③ 次のアからエに掲げる、いずれかの書類の写し
  - ア 一般貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
  - イ 特定貨物自動車運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
  - ウ 貨物軽自動車運送事業経営届出書又は熊本県内営業所新設の届出
  - エ 第二種貨物利用運送事業の許可書又は熊本県内営業所認可書
- ④ 振込口座の記載事項が確認できる金融機関通帳の写し
- ⑤ その他会長が必要と認める書類

(2) 個人事業主

前号に掲げる書類に加え、次の①から③に掲げる書類の写し

- ① 本人確認書類（申請者本人の運転免許証等）
- ② 令和8年1月1日以降に提出した確定申告書（令和8年創業の場合は経営届出書）
- ③ 貨物自動車運送事業に係る営業実績を確認できる書類（帳簿等）

（交付の決定及び確定等）

第7条 会長は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出があったときは、内容審査を行い、適当と認めた場合は、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その金額を支払うものとする。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び交付額の確定通知は、別記第3号様式により行うものとする。

（不交付の決定）

第8条 会長は、第7条第1項の内容審査を行い、第3条及び第4条に定める要件に該当しないと認めた場合は、補助金の不交付決定を行い、その通知は別記第4号様式により行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第13条に規定する実績報告は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

（請求）

第10条 規則第16条に規定する請求は、第6条に定める申請書及び添付書類の提出をもって行ったものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 会長は、支援対象事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けた場合は、交付決定の取消し又は変更を行い、その通知は別記第5号様式により行うものとする。

（補助金の返還）

第12条 会長は、前条に規定による取消し又は変更をした場合において、既に補助金を支給しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を支援対象事業者に命ずるものとする。

（その他必要な事項）

第13条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年（2026年）5月18日から適用する。

別表（第5条関係）

補助区分	1台当たり 補助額	自動車検査証等の記載事項				
		自動車の 種別	用途	自家用・ 事業用の別	使用の本拠の 位置	使用者の氏名又 は名称
普通貨物 自動車	40,000円	普通	「貨物」 又は 「特種」	事業用	熊本県内の住 所であること	申請者と同一の 個人又は法人
小型貨物 自動車	40,000円	小型				
軽貨物 自動車	12,000円	軽自動車				

※電気自動車、霊柩車、被牽引車及び原動機付自転車を含む自動二輪車は対象外とする

※リース車両を含む。ただし、自動車検査証等に記載の使用者が、申請者と同一の個人又は法人であること

※旅客自動車運送事業のように供する事業用自動車を用いて貨物自動車運送事業を行う旅客自動車運送事業者を除く